

東淀川区民会館指定管理者指定申請に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	【募集要項】4(1) 「この施設の利用率については、指定期間を通じて達成すべき目標として～」とありますが、この利用率は指定期間の最終年度までに達成すべき数値という理解でよろしいでしょうか。	指定管理期間を通じて、毎年度達成すべき数値としてご理解ください。
2	【募集要項】7(6)ウ 黒塗りすべき事業者名等表示の例として「管理運営実績施設の名称」「実施イベント名称」とありますが、特定の事業者名あるいは事業者名を推測できる単語を含まない一般的な名称であれば使用することは可能でしょうか。	可能です。
3	【募集要項】7(6)エ 「資料のデータ(マスキングなし、マスキングありそれぞれ)をCD-Rにコピーし」とありますが、USBフラッシュメモリでの提出も可能でしょうか。	USBフラッシュメモリでの提出はできません。 CD-Rにて提出してください。
4	【募集要項】7(7)エ 修繕費計画額について、税込金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	【募集要項】8(2)ア 「申請に対する質疑・ヒアリング、申請者による提案内容のプレゼンテーション」とありますが、質疑・ヒアリングおよびプレゼンテーションの所要時間と参加できる人数をお示ください。また、同審査の日程が決まっていたらお示ください。	日時については、9月から10月までの間において実施調整中であり、申請受付後別途通知します。所要時間については、プレゼンテーション7分程度、質疑・ヒアリング10分程度を予定しており、ともに参加人数は4名以内とします。
6	【募集要項】【別紙】 「修繕必要箇所一覧」について、 ①リスク分担が大阪市となっているものは、すべて貴市で対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、1件あたりの修繕費用が100万円未満のものがあつた場合、指定管理者負担となる可能性があるのでしょうか。	リスク分担が「大阪市」となっている項目については、本市の負担となります。ただし、当該対象物であっても、修繕実施までに施設運営上必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換等を行ってください。
7	【募集要項】【別紙】 「修繕必要箇所一覧」について、 ②記載の修繕必要箇所のうち、令和7年度中に施工実施予定の修繕対象物があれば、ご教示いただけますでしょうか。	現時点において、令和7年度中に施工予定の修繕対象物はありませんが、今後、各修繕対象物の状況により修繕を行う可能性はあります。

東淀川区民会館指定管理者指定申請に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答
8	【仕様書】3ウ(イ) 「省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと」とありますが、 ①「電球等の交換」とは、照明器具本体の交換・更新は貴市にて対応されたうえで、あくまでランプ・電球部分のみの交換を指定管理者が負担する、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、省電力化への対応として、指定管理者において、照明器具本体を交換することを妨げるものではありません。
9	【仕様書】3ウ(イ) 「省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと」とありますが、 ②仮に照明器具本体の広範な更新も指定管理者負担となる場合、「水銀に関する水俣条約」への国内対応状況や今後の保守資材調達難、および設備更新費用の規模を考慮すると、業務代行料・利用料金双方を含めた管理経費内での運用・更新は著しく困難となります。貴市として施設全体の設備更新や省電力化改修等に対する財政措置・支援施策や、今後の対応方針について何か検討されていましてご教示いただけますでしょうか。	上記のとおり、指定管理者負担による照明器具本体の更新は想定していません。
10	【仕様書】3ウ(イ) 「省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと」とありますが、 ③LED化等が完了するまでの間に発生しうる蛍光灯購入費用や器具類の修繕費用の増加リスク、さらに材料不足等により修繕が困難となった場合の費用負担等については、リスク分担表の「管理経費の膨張」にあたり、収支計画に多大な影響を及ぼす場合にあっては協議事項になると考えてよろしいでしょうか。	物価変動を見込んだ修繕費計画額表のため、指定管理者で負担いただくものと想定しています。
11	【仕様書】3エ(ウ) 「施設利用にかかる料金の徴収については、過剰な予約を抑制して他の利用希望者の利用を妨げないようにするという制度趣旨を踏まえつつ、利用者に混乱をきたさない範囲内で、申込日から徴収日までの期間を設定すること」とありますが、大阪市区役所附設会館条例第10条の3第2項および同施行規則第3条の内容に基づき対応すればよい、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	【仕様書】4ウ 利用料金の引継ぎに関連して、 ①令和8年4月1日以降に利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務は、現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。 ②令和8年3月31日までに利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務に関しても、同様に現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。	令和8年3月31日までに還付事由が発生した利用料金は現在の指定管理者の債務となります。そのため、①②ともに債務自体を次期指定管理者に引き継ぐことはできません。このことを踏まえ、令和8年4月1日以降に当該未還付状態の利用料金を利用者が受け取る方法（還付にかかる事務の方法）について、あらかじめ現在の指定管理者と次期指定管理者が協議の上、決定してください。
13	【仕様書】6ウ 「大阪市区役所附設会館で実施されること」とありますが、事業の一部を施設外で実施し、あるいは他施設や地域資源を活用・連携することで事業効果が高まるような場合は、自主事業の一部を会館の外で実施することも可能でしょうか。	自主事業は大阪市区役所附設会館における空き施設を利用して、施設の設置目的に沿った自らが企画した事業を指しますので、大阪市区役所附設会館以外で実施することは想定しておりません。ただし、事業効果を高めるため、複数の施設で連携し、共同で一つの催し等を実施することを否定するものではありません。

東淀川区民会館指定管理者指定申請に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答
14	【仕様書】6 自動販売機について「区役所が目的外使用許可により設置業者を公募し決定しており、当該設置場所については、指定管理者業務において使用ができないため、留意すること」とありますが、自動販売機設置にかかる電気代は、設置業者負担と考えてよろしいでしょうか。その場合の電気代は、設置業者と指定管理者との間で精算することになるのでしょうか。	自動販売機設置に係る電気料金については、設置業者負担となりますが、業務代行料には当該電気料金を含めていますので、指定管理者における精算は不要です。
15	【様式】5-2⑥ 自主事業計画書に「※年度別に作成すること」とありますが、たとえば指定期間を通じて継続実施を予定している事業については「令和8～12年度」のようにまとめて記載する形式にしても問題ございませんでしょうか。	年度ごとに記載してください。
16	【様式】6-1 1収入に「その他収入」欄がありますが、たとえばどのような収入について記載することを想定されているのか、ご教示ください。	業務代行料・利用料金収入・自主事業収入以外の収入になります。 例えば、助成金等がある場合は記載してください。
17	【様式】6-2① 利用料還付に関しては利用料金収入の区分に記載してよろしいでしょうか。記載にあたっては、利用料金収入から差し引いて記載する、またはマイナス表記して明細がわかるように記載すればよろしいでしょうか。	収入区分への記載も可能です。記載については、還付料金であることがわかるように表記してください。
18	その他 今回の指定期間内で、貴市が対応する基幹的な施設・機器等の修繕に伴って、臨時休館の予定はございますか。その場合、休館となる期間はどの程度を想定されているのでしょうか。	基幹的な施設・機器等の改修・修繕工事自体は実施を予定しておりますが、現時点で臨時休館を伴うかどうかは未定です。